

規 則

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第八号

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「又は職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項」を「職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第二項」に改める。

第十二条の三第二項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。